

[21-37] 保険料払込方法変更・遡及契約請求

- ・平成 21 年 2 月 22 日 裁定申立
- ・平成 21 年 4 月 22 日 申立不受理決定

< 事案の概要 >

保険料支払方法の変更および新契約の申込みをしたが、保険会社側の手続きミスのため、速やかな変更処理・契約締結が遅れてしまったことから、下記の 3 事項に申立てがあった。

- ・申立契約 1（契約日：平成 4 年 7 月）につき，平成 19 年 7 月に遡って保険料払込方法を年払いに変更すること（申立て 1）
- ・申立契約 2（契約日：平成 20 年 1 月）につき，契約始期を平成 19 年 7 月に遡らせ，保険料払込方法を年払いに変更すること（申立て 2）
- ・契約始期を平成 19 年 7 月、保険料払込方法を全期前納とする契約を締結し，将来の解約返戻金の提示をすること（申立て 3）

< 不受理の理由 >

裁定審査会では。上記申立て事項は，下記によりいずれも「申立ての内容が、その性質上裁定を行うのに適当でないと認められるとき」に該当すると判断し，生命保険相談所規程第 32 条第 1 項(5)により、申立てを不受理とした。

- ・申立て 1 については，申立人の申し出を踏まえ，保険会社から遡って年払いでの取扱いに応じる旨提案がされており，裁定審査会において審理する必要性（利益）が認められない。
- ・申立て 2 と 3 については，約款規定の契約成立の要件の全てが満たされていない時期に契約日を遡らせることは，法理論上、不可能なことである。